

## 林産物生産支援事業実施要綱

令和4年11月1日付4産労農森第889号  
一部改正 令和7年7月1日付7産労農森第489号

### (目的)

第1 里山としての利用が無くなり、高齢・大径木化している広葉樹林は、ナラ枯れ等の病虫害の拡大や、近隣地域に獣害被害を誘引する原因となり得る。広葉樹を活用したシイタケ原木等や薪の生産は、高齢化した広葉樹林の更新を促すだけでなく、林業の経営多角化にも貢献する。

この事業は、都内の広葉樹から生産されたシイタケ原木等や薪を、市場等まで搬出・運搬するための経費を助成するとともに、生産資材を調達する経費及び生産性と収益力の向上を図る経費について、東京都椎茸生産組合連合会を通じてシイタケ等生産者に対して支援することにより、都内の広葉樹林の整備及び持続可能な林産物生産を実現することを目的として実施する。

### (補助事業者)

第2 本事業による補助を申請できる者（以下「補助事業者」）は、別表1に定める者とする。

### (補助事業)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

### (都の補助)

第4 知事は、補助事業の実施のために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(指導助言等)

第5 知事は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業実施にあたり必要な助言・指導を行うものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1

区分	補助事業者	補助事業
林産物搬出運搬 支援	(1) 森林所有者 (2) 林業経営体 (3) きのこ生産者 (4) その他森林整備をする者	都内の広葉樹を、シイタケ原木等又は薪として利用するために行う搬出及び運搬
生産資材調達 支援	(1) 東京都椎茸生産組合連合会	東京都椎茸生産組合連合会が、あつ旋販売をするために行う都内外からのシイタケ原木の仕入れ
林産物販売促進 支援	(1) 東京都椎茸生産組合連合会	東京都椎茸生産組合連合会が、都内林産物の生産性と収益力の向上を図るために行う販売促進に係る活動